

都市政策研究所
ニュース

THE NEWSLETTER OF INSTITUTE FOR URBAN AND REGIONAL POLICY STUDIES

政治倫理条例は憲法違反？

このところ、毎年5月から7月にかけて「政治倫理条例」に基づく資産報告書の審査に携わっている。政治倫理条例は、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律100号）をうけたものである。すなわち、同法7条は、指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長について、「条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員等の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする」旨を規定している。条例でも、議員及び長について資産等報告書の作成・提出とその縦覧が規定されている。しかしこれらの条例では、報告書の提出義務者の範囲を副市町村長や教育長にまで拡張し、政治倫理審査会を設けて報告書の審査を行わせるほか、独自の倫理基準を定めるもの、さらには遵守事項として議員及び長等の親族が経営する会社等について、地方公共団体との間の工事等の契約締結を辞退すべき旨を定めた上で、報告書に疑義があるときのほか、条例所定の倫理基準または遵守事項に違背する疑いがある場合に、住民が調査を請求することができるものとしている例も多い。

このような政治倫理条例に関して、広島高裁は平成23年10月28日判決（判時2144号91頁）において、「市議会議員の2親等以内の親族が経営する企業は市が発注する工事の契約を辞退しなければならず、当該議員は当該企業の辞退届を提出するように努めなければならない旨を定めた府中市政治倫理条例の規定は、憲法上保護された当該企業の経済活動の自由及び当該議員の議員活動の自由を制限できる合理性や必要性を欠いているものであり、無効である」旨を判示した。これは、市議会議員の兄が経営する会社が市との間に契約を締結し、その後も辞退届が提出されていないことを理由に審査請求手続が行われ、審査会による警告決議、議会による辞職勧告決議が行われたことに対して、当該議員が市に対して国家賠償を請求した事案で

ある。この判示が正しいとしたら、上述した政治倫理条例の規定振りから、各地方公共団体への影響は少ないことになろう。

ところで、政治倫理条例において独自の倫理基準や遵守事項を定め、住民に調査請求権を付与している背景には、議員の懲罰について定めた地方自治法134条の限界がある。すなわち、地方議会が議員を懲罰することができるのは、当該議員が「この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した」場合である。「議員の議場外の行為であって、しかも議会の運営とまったく関係のない個人的行為は、同条による懲罰の対象とならない」とするのが判例である（最判昭和28年11月20日民集7巻11号1246頁、なお判決は「（自治会の金員を横領して有罪判決を受けた）議員を排斥することは望ましいとしても、…他の手段によるべく、除名を正当とすることはできない」としている。）。地方自治法は議員・長の関係諸企業への関与を禁止している（92条の2、142条）。これは議会の公正な運営や部局の公正な職務執行を確保するためである。政治に携わる者に対しては、高い職業倫理とそれに基づく行為基準が求められる。しかし、それはあくまで倫理上の問題であり、法律や条例で強制すべきものではない。政治倫理条例は、住民に疑惑の念を生じさせないための外観を確保しようとするものであって、罰則をもって倫理を遵守させるものではない。住民から調査請求がなされた場合には、然るべく説明責任を果たすべく求められることはあり得ることである。それらの規定をもって憲法違反・法令違反とまでいふべきものではないと思われるが、如何であろうか。広島高裁の判決に対しては上告・上告受理申立てがなされており、審査会の委員としても、最高裁の判断がまたれるところである。

（都市政策研究所 所長 岡本 博志）

関門地域の大学の起業教育について

都市政策研究所 教授 吉村 英俊

はじめに

地域経済の発展において、ベンチャー企業の果たす役割は大きいものがあります。これは企業が成長することによって地域にもたらされる雇用の創出や税収の増加といった直接的な効果の他に、地域に新しいことに挑戦する風土を醸成するといった間接的な効果が生み出すからです。

本稿では大学の起業教育に着目し、とくに関門地域（北九州市・下関市）の大学の起業教育の実状を調査した上で、今後の展望を示唆したいと思います。

1. 関門地域の大学の起業教育の実状

北九州市内 18 校、下関市内 3 校に対してアンケート調査を行った結果、起業に何らかのかたちでかかわる講義（例えば、事業計画の作成）を行っているのは 5 校、そのうち真正面からベンチャー教育を行っているのは 2 校であり、当地において起業教育が十分に行われていないことが分かりました。

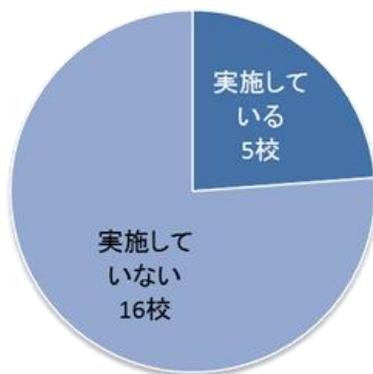


図 1. 起業教育の実施有無

なお、起業教育を行っている大学においては、担当の教授がいずれも過去に企業に勤めたことがあり、さらにコンサルタントとして大なり小なり経営指導に携わった経験を有していました。これらの先生方は自らの経験を通じてベンチャー企業の楽しさと難しさを知っており、故に起業教育の必要性を実感しているものと思われます。

起業教育を実施していない理由は、「必要性を感じていない（ニーズがない、必要としていない）」と「教える人がいない」に大別することができました。そのため、今後の開講予定についても、開講を予定している大学はなく、未定が 2/3、残りは開講する予定がないとしており、消極的と言わざるを得ません。ただし、この傾向を大学の区分でみると、工科系大学においては起業教育の必要性を認めているものの、教える教員がいないため、現在講義を行っていないのが実状であり、起業教育に対して肯定的です。一方、医学系大学は医師を養成することを目的としていることから、そもそも起業教育が必要ないと考えており、開講の予定はありません。福祉系や語学系についても同様です。

2. 全国の大学の起業教育の実状

「大学・大学院起業家教育推進ネットワーク」の調査結果によれば、回答のあった全国の大学 546 校のうち、半数近い 247 校（46%）で起業教育が実施されています。

また講義の内容は、「理論を学ぶ」、「実例を紹介」、「ビジネスプラン」の 3 つに大別することができます。担当の先生の意向にもよりますが、15 回の講義の中で、理論と実例、ビジネスプランをそれぞれ織り込んでいるものが多く、実例紹介やビジネスプランの作成指導にあたっては、起業家やコンサルタント、投資・金融関係者などを外部講師として招聘し、補完しているケースが多くみられます。さらに、講義の対象は、経営学部やビジネススクール等の「経営を専門に学ぶ学生」と、経営分野の一般教養として学ぶ「すべての学生」に大別することができます。

3. 学生の起業及び起業教育の意向

北九州市立大学の学生（71 名）に対して、起業及び起業教育の意向や認識を把握するためにアン

ケート調査を行ってみました。大学卒業後、いきなり起業を考えている人は2%と少なく、大半は民間企業や行政機関への就職を希望していることが分かりました。また将来のキャリアプランを考えるにあたって、起業も選択肢の一つであると考えている学生は決して多くはないが存在しています(16%)。

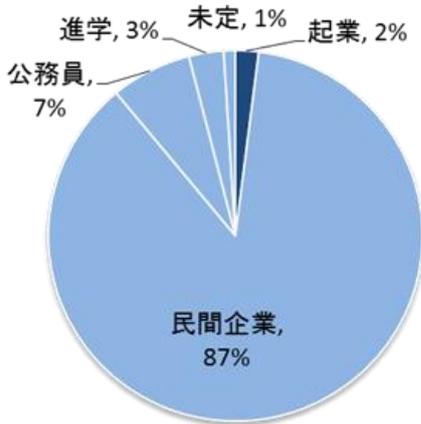


図2. 現在の希望進路

起業教育への興味の度合いをしてみると、経営を学ぶ経済学部や地域創生学群では2/3の学生が関心を示しており、一方、経営を学ぶ機会のない外国学部や文学部の学生は1/4しか関心を示していないようです。

4. 関係者（起業家等）の意見

起業教育について、ベンチャー企業（5社6名）、支援機関（2機関3名）及び大学（1大学2名）の担当者に意見をうかがってみました。

これらの方の意見を集約すると、起業教育には経営の知識を習得するとともに、チャレンジ精神を醸成し、起業家はもとより、民間企業や行政機関で新事業を企画・実行する社内ベンチャーを創出することを期待していることが分かりました。

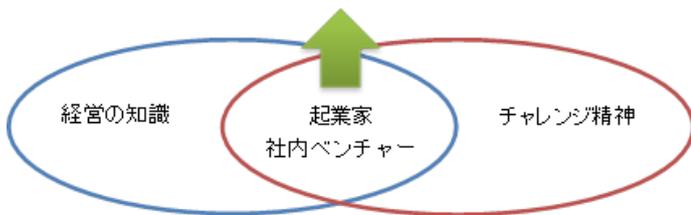


図3. 起業教育で得られるもの

5. 大学における起業教育の展望

(1) 教員の養成

起業教育では、経営の専門知識やビジネスプランの作成能力を教授し、さらにチャレンジ精神を喚起するために外部から起業家などを招聘することが求められます。一般に専門性が強い大学教員においては、経営の専門知識一つとっても、すべてをカバーできる人材は少なく、ましてやビジネスプランや外部講師の招聘までとなると稀有といえます。そこで専門家としての能力に加え、プロデューサーとしての素質を持った教員を学内で探すか、もしくは外部から獲得することが必要になります。

(2) キャリア教育との連携

国際化が常態化し、これからはアジアのハングリー精神旺盛な若者と競争していかなければなりません。こういった社会で生きていくためには、自らの人生のハンドルを自らがしっかりと握り、障害物に対して逃げることなく、果敢に乗り切ろうとする強い気持ちが求められます。そこでこのようなマインドの醸成、いかにすれば生き方を考えるきっかけを起業教育が担うべきであり、経営学の範疇ではなく、キャリア教育の一環として位置付けてはどうかと思います。

(3) 経営系以外の学生への教育

日本の製造業は、技術力は強いが、商品力が弱いといわれています。これは帰納的思考に長けるものの、全体最適の視点から考えること（演繹的思考）が苦手であるからだと思います。

ビジネスプランを作成する過程では、技術はもとより、販売、人材、資金、調達、法規、慣習など関係するすべてを考えなければならず、俯瞰する力（全体最適化）とバランス感覚が求められます。とくに理系の学生はスペシャリストとしてこれまで能力を高めてきていますが、企業で生き抜くためにはゼネラリスト（マネジャー）としての資質も兼ね備えることが必要であり、この一端を起業教育に求めてはどうかと考えます。

都市政策研究所の主な活動実績（2012年度）

区分		2012年度
■地域課題研究 北九州地域の抱える様々な課題等について調査研究し、それに基づいた政策提言等を行うことによって地域貢献を行っています。	都市計画・都市居住	北九州市民の幸福度に関する調査 E S D活動推進における高等教育機関の役割と課題
	産業・地域経済	関門地域の大学の起業教育の現状と課題 北九州における「集客」の現状と課題 ～ギラヴァンツ北九州、B-1グランプリ in 北九州～
	福祉・地域づくり	生活意識の現状 一全体的生活満足感と居住環境の捉え方 高齢者虐待に関する判断についての比較研究
■関門地域共同研究（北九大 主担当分） 「関門活性化」を主テーマとして下関市立大学と連携・協力して調査研究を行っています。		女性の就業条件と仕事中断の要因 広域連携および道州制に関する市民意識
■受託調査研究 北九州市をはじめとする地方公共団体、公的機関、民間企業等からの発注を受け、様々なテーマの調査研究を行っています。	総合政策	北九州市基本計画の見直しに向けた調査・研究 道州制下における大都市制度のあり方に関する調査研究
	まちづくり・にぎわい	Jリーグスタジアム観戦者調査 「まちづくり組織」策定調査研究 中間市の川にまつわる地域資源を活かした活性化方策に関する調査研究
		太陽光エネルギー技術研究開発／太陽光発電システム次世代高性能技術の開発／広域対象のP Vシステム汎用リサイクル処理手法に関する研究開発
	技術・環境	「ハイフォン市製造業の工場管理力向上プログラム」事業実施に係る支援 北九州学術研究都市に関する機能強化調査 超小型電気自動車の利用者ニーズ及び活用方策に関する調査 環境みらい学習システム（E S D）プログラム体系化整理

事業日誌（2013年4月～6月）

■研究会、調査など

- ・【研究会】地域づくり研究会（4/27）
- ・【海外調査】工場診断及び生産マネジメント研修ほか（ベトナム・ハイフォン：5/21～26）
- ・【海外調査】北九州商工会議所都市問題委員会主催「空港アクセス及び空港周辺都市開発に関する調査」（韓国・釜山、ソウル、仁川：6/27～29）
- ・【普及活動】北九州市立中央図書館におけるギラヴァンツ北九州関連展示（4月～継続中）

■講演・シンポジウムなど

- ・【講演】年長者大学校「ベトナム事情」（北九州市立年長者研修大学校・周望学舎：4/19）
- ・【講演】年長者大学校「地域ふれあいコース講座」（北九州市立年長者研修大学校・穴生学舎：4/23、5/14）
- ・【研究報告会】第6回 都市政策研究所 研究報告会（西日本総合展示場新館：4/26）
- ・【学会】産学連携学会（岩手大学、6/21～22）

■報道（専任教員のコメント掲載・放送など）

- ・毎日新聞、4/20、オピニオン面「メディア時評 ～道州制 論点示し主張を鮮明に」
- ・いつ・もの・こと北九州東版（地域コミュニティ新聞）、5/18号、6面「提言～観戦から豊かな社会へ」
- ・毎日新聞、5/18、オピニオン面「メディア時評 ～開幕20周年 新たな文化作ったJリーグ」
- ・日経ビジネス 2013年6月10日号：小型電気自動車に関するコメント

■研究報告会（主催）のお知らせ

- ・「関門地域共同研究会 成果報告会」
 テーマ：女性の仕事の条件、広域連携および道州制に関する意識、商店街活性化の課題
 日時：2013年7月3日（水） 14:00～15:30
 会場：西日本総合展示場新館（AIM）3階会議室

■シンポジウム（共催）のお知らせ

- ・「遠賀堀川の未来を拓くシンポジウム2013」
 主催：堀川再生の会・五平太
 共催：水巻町、北九州市立大学都市政策研究所 ほか
 日時：2013年7月27日（土） 13:00～17:00
 会場：水巻町中央公民館 入場：無料
 ※詳細は下記 URL または本研究所ホームページ御参照
<http://www.kitakyu-u.ac.jp/iurps/pdf/20130727.pdf>

都市政策研究所資料室・新着図書

○地方財政白書 平成25年版 ○ブリタニカ国際年鑑 2013年版

[編集・発行]

公立大学法人

北九州市立大学 都市政策研究所

〒802-8577 北九州市小倉南区北方 4-2-1
 Tel: 093-964-4302 Fax: 093-964-4300
 E-mail: toshiken@kitakyu-u.ac.jp
 URL: <http://www.kitakyu-u.ac.jp/iurps/>

NEWSLETTER No.65

July 1, 2013

INSTITUTE FOR URBAN
 AND REGIONAL POLICY STUDIES,
 THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU,
 KITAKYUSHU CITY, JAPAN